

## 認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）

令和 年 月 日  
開始通知 簡第 号  
(開始通知書番号)  
殿

(税関官署の長)

印

貴殿が令和 年 月 日に輸入申告した貨物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第9号・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の12第1項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、本通知を受けた日から10日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日）は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください。なお、期限内に書面の提出がない場合には、当該貨物は、税関により没収・廃棄されることがあります。

## 記

1. 申告番号		
2. 申告年月日	令和 年 月 日	
3. 疑義貨物	品 名	数 量
4. 申立人の氏名又は 名称及び住所		
5. 知的財産の内容		
6. 認定手続を執る理由		

（注）1. 上記期限までに、輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合には、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。

2. 上記期限までに争う旨の申出をした場合は、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、証拠を提出し意見を述べることができる期限は、争う旨の申出後速やかに通知します。

（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の11第1項第9号・第10号に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。）【注：裏面2及び3参照】

3. 争う旨の申出ができる期限及び証拠を提出し意見を述べることのできる期限までの間は、貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記の点検することができる期限にかかわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。

4. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)  
(住所)  
(電話番号)  
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続の結果については、関税法第69条の12第5項の規定により通知されます。
2. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かを認定するに際して、貴殿の通関実績や過去の認定手続の結果を証拠として採用し、認定の基礎とする場合もあります。これらの点についても証拠を提出し、意見を述べることができます。
3. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
  - (1) 商標権（商標法第37条第8号に該当する場合に限る。）、育成者権については、業として輸入されるものでないもの
  - (2) 商標権（商標法第25条及び第37条第1号に該当する場合に限る。）については、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が輸入するものでないもの
  - (3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの

（注）上記（1）及び（2）における「業として」又は上記（3）における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。

  - (4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
  - (5) 商標権等に係る並行輸入品
  - (6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
  - (1) 当該貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
  - (2) 積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
  - (3) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。
  - (4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
  - (5) 当該貨物を任意放棄することができます。
5. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の11第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することができます。